

『立命館国際研究』執筆要項

(提出期日)

第1条 『立命館国際研究』編集・発行規程第6条(1)または(2)に掲げる者が投稿する場合、編集委員会が定める年間の発行予定日に基づき、掲載を希望する号の発行予定日3ヵ月前を基準として定められる期日までに、原稿を編集委員会まで提出する。

2 『立命館国際研究』編集・発行規程第6条(3)または(4)に掲げる者が投稿する場合、編集委員会が定める年間の発行予定日に基づき、掲載を希望する号の発行予定日4ヵ月前を基準として定められる期日までに、原稿を編集委員会まで提出する。

(掲載原稿)

第2条 同一原稿の他誌への重複投稿を禁ずる。

(書式)

第3条 投稿者は、入稿にあたって、編集委員会が認めるファイル形式によって作成された原稿を、emailで国際関係学部共同研究室に提出しなければならない。

(原稿字数)

第4条 原稿は一編2万字以内とする。欧文の場合は1万語以内とする。他の外国語の場合もこれに準ずる長さとする。

2 本文、注のほか、図表、写真その他についても原稿字数に含めて計算する。

(図表)

第5条 図表は黒字単色とし、表題を付す。

2 複数の図または表がある場合は、通し番号で図番号または表番号を表題の前に付す。

3 引用・出典については、表題の下に注記する。

4 写真は図とみなし、図番号と表題を付す。

5 原稿の欄外に図表の挿入箇所を朱書きで指示する。

(表題)

第6条 日本語で書かれた原稿の場合、英語表題を付す。外国語で書かれた原稿の場合、日本語表題を付す。

(要旨)

第7条-1 日本語で書かれた原稿の場合、100-250語程度の英語要旨を付す。外国語で書かれた原稿の場合、200-500字程度の日本語要旨を付す。

(参考文献)

第7条-2 原稿中に記載された英語以外の外国語文献の表題に関しては、和文原稿の場合は和訳を、英文原稿の場合は英訳を付すことを求める場合がある。

(所属など)

第8条 本文末に、勤務先、所属および職名を日本語および英語で記す。以下の例に従うものとする。

(衣笠 花子, 立命館大学国際関係学部教授)

(KINUGASA, Hanako, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)